

【徳島県社会福祉審議会運営要綱】

（目 的）

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置された徳島県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、徳島県社会福祉審議会設置条例（平成12年徳島県条例第10号、以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（副委員長）

第2条 審議会に委員長のほか、委員の互選による副委員長1名を置く。

（専門分科会）

第3条 法第11条第1項及び第12条第2項の規定による民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、審議会に次の専門分科会を置く。

（1） 老人福祉専門分科会

（2） その他必要な専門分科会

2 各専門分科会は、20名以内の委員で組織する。

3 各専門分科会は、専門分科会長がこれを招集する。

4 専門分科会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、専門分科会を招集しなければならない。

5 専門分科会長は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことはできない。

6 各専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

7 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条の規定による里親の認定に関する意見、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条第5項の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関する意見並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第21条第2項の規定による幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び第22条第2項の規定による幼保連携型認定こども園の設置認可の取消しに関する意見は、児童福祉専門分科会の意見をもって、審議会の意見とする。

8 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項の規定による医師の指定に関する意見は、身体障害者福祉専門分科会の意見をもって、審議会の意見とする。

（審査部会）

第4条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号、以下「令」という。）第3条第1項の規定による身体障害者福祉専門分科会審査部会のほか、児童福祉専門分科会に、母子福祉資金審査部会、児童相談所審査部会及び認定こども園等審査部会を置く。

（1） 母子福祉資金審査部会は、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する事項を調査審議する。

（2） 児童相談所審査部会は、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第27条第6項の規定に関する事項を調査審議、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）第4条第5項の規定に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析並びに児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行う。

（3） 認定こども園等審査部会は、児童福祉法第35条第6項の規定による保育所の設置認可及び認定こども園法第17条第3項の規定による幼保連携型認定こども園の設置認可に関する事項を調査審議する。

- 2 母子福祉資金審査部会，児童相談所審査部会及び認定こども園等審査部会に属すべき委員は，児童福祉専門分科会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 3 各審査部会は，審査部会長がこれを招集する。
- 4 身体障害者の障害程度の審査等に関する意見は，身体障害者福祉専門分科会審査部会の意見をもって，審議会の意見とする。
- 5 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けの審査に関する意見は，母子福祉資金審査部会の意見をもって，審議会の意見とする。
- 6 児童福祉法第27条第6項の規定に関する意見は，児童相談所審査部会の意見をもって，審議会の意見とする。
- 7 児童福祉法第35条第6項及び認定こども園法第17条第3項の規定に関する意見は，認定こども園等審査部会の意見をもって，審議会の意見とする。
- 8 部会の議事は，部会において別に定める。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は，徳島県保健福祉部保健福祉政策課において行う。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，委員長が審議会にはかり別に定める。